

回答書

件名： 令和8年度学力向上推進事業 ひやみかち教室（中学校学習支援教室）業務委託

回答期日： 令和8年4月10日（金）

回答者： 沖縄市教育委員会 指導部 指導課 仲村・伊芸・真栄城

質問内容	回答
<p>質問1：1校あたりの配置人員の最低基準について 仕様書「6(5)原則、午前中の学習支援教室を毎日開催することを基本とする」とありますが、1校あたりに配置すべき講師の最低人数（例：1名常駐など）や、生徒数に応じた増員の基準はありますか。</p>	<p>1校あたりに配置すべき講師の最低人数や生徒数に応じた増員基準等は設けておりません。 なお、仕様書の当該内容は、放課後等の学習支援の実施を制限するものではありません。貴社のノウハウに基づいた効果的な支援内容の提案を期待します。</p>
<p>質問2：学習支援対象生徒の想定人数について 1校あたり、同時刻に最大で何名程度の生徒が利用することを想定されていますか。</p>	<p>参加人数は、数名から数十名まで想定されます。参考までに、令和7年度におきましては、多い時で同時に30名前後の生徒の参加がみられました。</p>
<p>質問3：「午前中」の具体的な定義と夏休みの稼働について 「午前中」の具体的な時間帯（例：8:30～12:30など）の指定はありますか。また、夏季・冬季休業期間中や、学校行事による振替休日等「毎日開催」に含まれるのでしょうか。</p>	<p>「午前中」とは、中学校における1時間目から4時間目の時間帯を想定しております。また、夏季・冬季休業期間中や振替休日等は「毎日開催」として想定しておりません。</p>
<p>質問4：学校のICT環境および持ち込み端末の利用について 自社のデジタル教材を使用する場合、学校設置のGIGA端末（タブレット等）および校内Wi-Fiを学習支援に利用することは可能でしょうか。また、外部のWEBサイトへのアクセス制限の解除等は柔軟にご対応いただけますか。</p>	<p>セキュリティ上、貴社から持ち込まれた端末を校内Wi-Fiに接続することや学校設置の端末（GIGA端末）にアプリケーションをインストールすることはできません。 貴社が提供するデジタル教材がクラウドサービスで提供されている場合は、生徒がGIGA端末を通じて当該サービスを利用することが可能です。ただし、利用にあたっては市の学校教育情報セキュリティ規定を遵守し、学習目的以外での使用を制限する等、適切な管理を前提とします。 提案されるデジタル教材等の利用に際し、特定のWEBサイトやサービスへのアクセスが必要な場</p>

質問5：対象の生徒について

平日の午前中に開催するということは、主に「通常の学級に入ることが困難な生徒（不登校傾向にある生徒や別室登校生）」の支援を想定しているという認識で相違ないでしょうか。あるいは、特定の授業時間のみを取り出して指導する形態（取り出し指導）なども含まれるのでしょうか。

質問6：委託料の支払い（概算契約）の精算方法について

仕様書「13(1)本契約は、概算契約とする」とありますが、年度末の精算において、実際の生徒数や稼働実績が想定を下回った場合、委託料が減額される仕組みでしょうか。

合は、関係部署と協議の上、必要な制限解除等の調整を行うことが可能です。

ただし、セキュリティ上の理由から全ての要望に
応じられるとは限りません。提案にあたっては、
使用を想定している教材のURL や通信要件、セ
キュリティ対策を明示してください。

本事業は、個々の学習課題や生徒の特性に応じた
きめ細やかな学習支援策を行うことを目的とし
ています。したがって、ご質問の「通常の学級へ
入ることが困難な生徒」への支援や「特定の授業
時間における取り出し指導」のいずれも想定範囲
内です。本市としては、特定の実施形態に固執す
るものではなく、生徒の状況や学校の課題に応じ
た効果的な支援の提案を期待しております。

事業者から提出される経費実績報告及びその検
査に基づいた精算を行います。生徒数が想定を下
回った場合に直ちに精算額が減額となる訳では
ありませんが、稼働実績が想定を下回った場合
は、精算額が概算契約額を下回る可能性があります。